№１６

令和８年（９月）

第３回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第６７号	熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民税課	１
第６８号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民課 市民税課	４
第６９号	熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表	中央公民館	６
第７０号	熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民活動推進課	１０
第７１号	熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１３
第７２号	熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例案新旧対照表	長寿いきがい課	１４
第７３号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	１５
第７４号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	１７
第７５号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１８
第７６号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１９
第７７号	熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	２３
第８３号	変更請負代金額算出表 （(仮称）第２中央生涯活動センター建築工事）	市民活動推進課 （契約課）	２４
第８４号	変更請負代金額算出表 （熊谷市立妻沼図書館改修建築工事）	熊谷図書館 （契約課）	２５
第８５号	変更請負代金額算出表 （熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	２６
第８６号	変更請負代金額算出表 （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（２期））	教育総務課 （契約課）	２７

第８７号	市有地（池上字高根１１６７番）位置図	道の駅整備室	２８
第８８号	大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表	企画課	２９
第８９号	認定路線調書・位置図	管理課	３０

議案第６７号の参考資料

熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第１６条の３第１項、附則第１６条の４第１項、附則第１７条第１項、附則第１８条第１項、附則第１９条第１項、附則第１９条の２第１項、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項の規定の適用を受けるときは、第３４条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第１９条の２　（略） （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該	附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第１６条の３第１項、附則第１６条の４第１項、附則第１７条第１項、附則第１８条第１項、附則第１９条第１項、附則第１９条の２第１項又は附則第２０条第１項の規定の適用を受けるときは、第３４条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第１９条の２　（略）

改　正　案	現　行
事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 ⑵　第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 ⑶　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又	

改　正　案	現　行
は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 ⑷　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	

議案第６８号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改正案

附　則

１～５　（略）

（端末機を使用する方法による場合の特例）

６　端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、民間事業者が設置及び管理をするものをいう。別表において同じ。）を使用する方法による場合における同表第１号、第１０号、第１７号及び第１８号に掲げる手数料の額については、令和８年１１月２日から令和９年１１月１日までの間に限り、これらの規定中「１５０円」とあるのは、「１０円」とする。

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
１	納税若しくは公租又は公課に関する証明	１枚につき２００円（端末機を使用する方法による場合にあっては、１５０円）
１０	印鑑登録証明	１通につき２００円（端末機を使用する方法による場合にあっては、１５０円）
１７	住民票に関する証明	２００円（端末機を使用する方法による

現行

附　則

１～５　（略）

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
１	納税若しくは公租又は公課に関する証明	１枚につき２００円
１０	印鑑登録証明	１通につき２００円
１７	住民票に関する証明	２００円

改　正　案			現　行		
		場合にあっては、１５０円）			
１８	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	１通につき２００円（端末機を使用する方法による場合にあっては、１５０円）	１８	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	１通につき２００円

備考　（略）

備考　（略）

議案第６９号の参考資料

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第３条関係）

名称	位置
〃　箱田公民館	〃　仲町１９番地
〃　石原公民館	〃　石原１４０７番地１

（第２条関係）

熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

（趣旨）

第１条　この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館（以下「公民館」という。）の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。

別表（第４条関係）

１　熊谷東公民館等

区分		午前	午後	夜間
		午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後１０時
肥塚公民館	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

現　　行

別表（第３条関係）

名称	位置
〃　箱田公民館	〃　仲町１９番地
〃　石原公民館	〃　本石一丁目１０番地
〃　大原公民館	〃　大原三丁目２番１号
〃　上石公民館	〃　石原１１０７番地５

現　　行

（趣旨）

第１条　この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館（以下「公民館」という。）の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。

別表（第４条関係）

１　熊谷東公民館等

区分		午前	午後	夜間
		午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後１０時
肥塚公民館	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

２～４　（略）

大原公民館	第１会議室	３１０円	４２０円	５２０円
	第２会議室	３１０円	４２０円	５２０円
	和室	４２０円	５２０円	７３０円
上石公民館	ホール	５２０円	７３０円	１，０５０円
	会議室	３１０円	４２０円	５２０円
	和室	４２０円	５２０円	７３０円

備考　（略）

２～４　（略）

議案第７０号の参考資料

熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立コミュニティ施設条例（平成１７年条例第１２４号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>（休館日）
第４条　コミュニュティ施設の休館日は、次のとおりとする。
<table><tr><th>施設名</th><th>休館日</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>熊谷市立大里ふれあいセンター</td></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>２　（略）
（利用時間）
第５条　コミュニュティ施設を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。
⑴～⑷　（略）
（使用料）
第８条　コミュニティ施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第１から別表第４までに定めると</td><td>（名称及び位置）
第２条　コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊谷市立コミュニティセンター</td><td>熊谷市本町一丁目９番地１</td></tr><tr><td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>（休館日）
第４条　コミュニュティ施設の休館日は、次のとおりとする。
<table><tr><th>施設名</th><th>休館日</th></tr><tr><td>熊谷市立コミュニティセンター</td><td>１２月２９日から翌年１月３日まで</td></tr><tr><td>熊谷市立大里コミュニティセンター</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>熊谷市立大里ふれあいセンター</td></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table>２　（略）
（利用時間）
第５条　コミュニュティ施設を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。
⑴　熊谷市立コミュニティセンター　午前９時から午後１０時まで
⑵～⑸　（略）
（使用料）
第８条　コミュニティ施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第１から別表第５までに定めると</td></tr>
</table>

改　正　案	現　行
ころにより、使用料を納付しなければならない。 ２　（略） （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第２５条　市長は、法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者にコミュニティ施設のうち、熊谷市立大里ふれあいセンター（以下「指定管理施設」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の場合における利用料金は、別表第２に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定めるものとする。この場合における同表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。 （市長による管理） 第２９条　（略） ２　前項の場合においては、市長は、別表第２に定めるところにより、使用料を徴収する。	ころにより、使用料を納付しなければならない。 ２　（略） （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第２５条　市長は、法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者にコミュニティ施設のうち、熊谷市立コミュニティセンター及び熊谷市立大里ふれあいセンター（以下「指定管理施設」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の場合における利用料金は、別表第１及び別表第３に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定めるものとする。この場合におけるこれらの表の規定の適用については、これらの表中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。 （市長による管理） 第２９条　（略） ２　前項の場合においては、市長は、別表第１及び別表第３に定めるところにより、使用料を徴収する。 別表第１（第８条、第２５条関係） 熊谷市立コミュニティセンター使用料 <table><tr><th rowspan="2">室名</th><th rowspan="2">定員</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前9時～正午</th><th>午後1時～午後5時</th><th>午後6時～午後10時</th></tr><tr><td>第一集会室</td><td>48人</td><td>1,680円</td><td>1,780円</td><td>2,100円</td></tr><tr><td>第二集会室(相談室</td><td>18人</td><td>630円</td><td>680円</td><td>940円</td></tr><tr><td>和室</td><td>10人</td><td>370円</td><td>420円</td><td>580円</td></tr></table> 備考 １　熊谷市に居住又は通勤若しくは

改　　正　　案	現　　行
	通学をしている者以外の者の使用料は、規定の使用料の額の１００分の１５０に相当する額とする。 ２　ボランティア集会室のボランティア活動を促進する目的以外の利用の使用料は、第一集会室の規定使用料の額の１００分の５０に相当する額とする。 ３　使用料の額に１０円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。
別表第１～別表第４　（略）	別表第２～別表第５　（略）

議案第７１号の参考資料

熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立保育所条例（平成１７年条例第１３５号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>保育所の名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>熊谷市立中央保育所</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>保育所の名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>熊谷市立中央保育所</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>熊谷市立籠原保育所</td><td>熊谷市新堀１１２４番地</td><td>１００人</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第７２号の参考資料

熊谷市立老人憩の家条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立老人憩の家条例（平成１７年条例第１４６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立老人憩の家平戸荘</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>熊谷市立老人憩の家荒川荘</u></td><td><u>熊谷市宮本町１３６番地１１</u></td></tr><tr><td>熊谷市立老人憩の家平戸荘</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第７３号の参考資料

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表第２（第２５条関係）

種別	基本料金（1月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）
	メーターの口径	料金	
一般用	１３ミリメートル	１０立方メートルまで　１，６０６円	１０立方メートルを超え１５立方メートルまでの分　２０９円 １５立方メートルを超え２０立方メートルまでの分　２３１円 ２０立方メートルを超え４０立方メートルまでの分　２７５円 ４０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分　２９７円 ５０立方メートルを超える分　３０８円
	２０ミリメートル（１６ミリメートルを含む。）	１０立方メートルまで　１，６８３円	
	２５ミリメートル	１０立方メートルまで　１，７６０円	
	３０ミリメートル	２，７２８円	１０立方メートルまでの分　５５円 １０立方メートルを超える分　上欄に同じ
	４０ミリメートル	４，８０７円	
	５０ミリメートル	１２，０２３円	
	７５ミリメートル	１９，２２８円	
	１００ミリメートルから１５０ミリメートルまで	３２，０５４円	
公衆浴場用		１００立方メートルまで　４，８０７円	１００立方メートルを超える分　５５円
臨時用			１立方メートルにつき　５６１円
備考 １・２　（略）			

現　　行

別表第２（第２５条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">種別</td><td colspan="2">基本料金（１月につき）</td><td rowspan="2">従量料金（１立方メートルにつき）</td></tr>
<tr><td>メーターの口径</td><td>料金</td></tr>
<tr><td rowspan="8">一般用</td><td>１３ミリメートル</td><td>１０立方メートルまで　１，３２０円</td><td rowspan="3">１０立方メートルを超え１５立方メートルまでの分　１７６円
１５立方メートルを超え２０立方メートルまでの分　１８７円
２０立方メートルを超え４０立方メートルまでの分　２３１円
４０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分　２４２円
５０立方メートルを超える分　２５３円</td></tr>
<tr><td>２０ミリメートル（１６ミリメートルを含む。）</td><td>１０立方メートルまで　１，３８６円</td></tr>
<tr><td>２５ミリメートル</td><td>１０立方メートルまで　１，４５２円</td></tr>
<tr><td>３０ミリメートル</td><td>２，２４４円</td><td rowspan="5">１０立方メートルまでの分　４４円
１０立方メートルを超える分　上欄に同じ</td></tr>
<tr><td>４０ミリメートル</td><td>３，９６０円</td></tr>
<tr><td>５０ミリメートル</td><td>９，９００円</td></tr>
<tr><td>７５ミリメートル</td><td>１５，８４０円</td></tr>
<tr><td>１００ミリメートルから１５０ミリメートルまで</td><td>２６，４００円</td></tr>
<tr><td>公衆浴場用</td><td></td><td>１００立方メートルまで　３，９６０円</td><td>１００立方メートルを超える分　４４円</td></tr>
<tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>１立方メートルにつき　４６２円</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１・２　（略）</td></tr>
</table>

議案第７４号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（葬祭補償） 第１９条　非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>３３万円</u>に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第１９条　非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>３１万５，０００円</u>に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

議案第７５号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立妻沼東児童クラブ</td><td>熊谷市上根３５８番地</td></tr><tr><td>熊谷市立第２妻沼東児童クラブ</td><td>熊谷市上根３５８番地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立長井児童クラブ</td><td>熊谷市上根３５８番地</td></tr><tr><td>熊谷市立秦児童クラブ</td><td>熊谷市葛和田８３１番地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第７６号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（児童対象性暴力等の防止） 第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第１３条　削除
（職員） 第２９条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若	（職員） 第２９条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改　正　案	現　行
しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（職員） 第３１条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等	（職員） 第３１条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改　正　案	現　行
が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改　正　案	現　行
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４７条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附　則 １～９　（略） １０　前２項の規定を適用する時は、保育士（第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４７条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 附　則 １～９　（略） １０　前２項の規定を適用する時は、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

議案第７７号の参考資料

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（虐待等の禁止） 第１３条　（略） （児童対象性暴力等の防止） 第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（虐待等の禁止） 第１３条　（略）

議案第８３号の参考資料

変更請負代金額算出表

工事名	（仮称）第２中央生涯活動センター建築工事
工事場所	熊谷市石原１４０７番地１ほか
工期	令和７年９月２４日から令和９年７月３０日まで
受注者	株式会社　ケージーエム　　代表取締役　小林正裕
当初請負代金額	１，５０４，８００，０００円
変更請負代金額	１，５５０，０２１，０００円
当初請負代金額との差額	４５，２２１，０００円

１　物価変動後の残工事代金額の算出

		変動前金額（円）	変動後金額（円）
直接工事費		968,714,010	1,013,367,791
共通費	共通仮設費 現場管理費 一般管理費	229,285,990	238,632,209
工事価格		1,198,000,000	1,252,000,000
工事価格×99.27%（落札率）		1,189,254,600	1,242,860,400
改め		1,189,000,000	1,242,000,000
		P1	P2

２　請負代金額の契約変更の対象となる額の算出

項　　目	金額　（円）	備　　考
P2(税抜)	1,242,000,000	①
P1(税抜)	1,189,000,000	②
P1(税抜)×1.0%	11,890,000	③＝②×0.01
対象額(税抜)	41,110,000	④＝①－②－③
消費税等相当額	4,111,000	⑤＝④×0.1
対象額(税込)	45,221,000	⑥＝④＋⑤
当初請負代金額	1,504,800,000	⑦
変更請負代金額	1,550,021,000	⑧＝⑦＋⑥

議案第８４号の参考資料

変更請負代金額算出表

工事名	熊谷市立妻沼図書館改修建築工事
工事場所	熊谷市妻沼東一丁目１番地
工　　期	令和８年６月２５日から令和９年３月３１日まで
受注者	株式会社　アケボノ　　代表取締役　細田　健一
当初請負代金額	２２９，９００，０００円
変更請負代金額	２３１，５５０，０００円
当初請負代金額との差額	１，６５０，０００円

変更請負代金額内訳

		変更前	変更後
直接工事費		160,986,870円	162,133,783円
共通費	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費	53,713,130円	54,166,217円
工事価格		214,700,000円	216,300,000円
落札率			97.34%
変更請負工事価格			210,500,000円
消費税等			10%
変更請負代金額			231,550,000円

議案第８５号の参考資料

変更請負代金額算出表

工事名	熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事
工事場所	熊谷市中央一丁目１番地
工　　期	令和８年６月２５日から令和９年３月３１日まで
受注者	田部井建設株式会社　　代表取締役　田部井　俊一
当初請負代金額	４２７，４６０，０００円
変更請負代金額	４３０，３２０，０００円
当初請負代金額との差額	２，８６０，０００円

変更請負代金額内訳

		変更前	変更後
直接工事費		332,517,258円	334,992,417円
共通費	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費	85,482,742円	85,907,583円
工事価格		418,000,000円	420,900,000円
落札率			92.96%
変更請負工事価格			391,200,000円
消費税等			10%
変更請負代金額			430,320,000円

議案第８６号の参考資料

変更請負代金額算出表

工事名	熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（２期）
工事場所	熊谷市佐谷田１０３０番地
工　　期	令和８年６月２５日から令和８年１２月２８日まで
受注者	株式会社　ケージーエム　　代表取締役　小林　正裕
当初請負代金額	１５０，７００，０００円
変更請負代金額	１５１，８００，０００円
当初請負代金額との差額	１，１００，０００円

変更請負代金額内訳

		変更前	変更後
直接工事費		97,898,531円	98,589,928円
共通費	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費	39,301,469円	39,710,072円
工事価格		137,200,000円	138,300,000円
落札率			99.85%
変更請負工事価格			138,000,000円
消費税等			10%
変更請負代金額			151,800,000円

議案第８７号の参考資料

市有地（池上字高根１１６７番）位置図

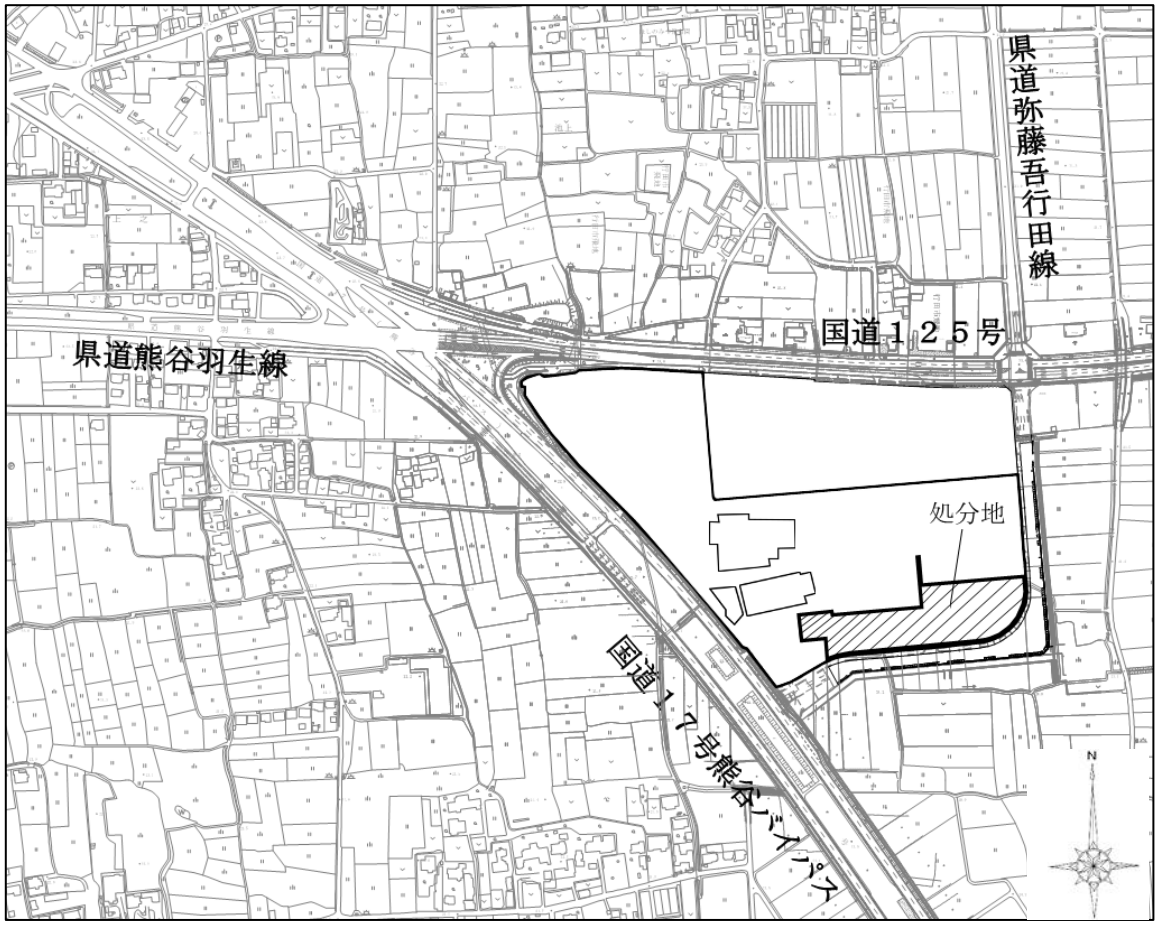

議案第８８号の参考資料

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

大里広域市町村圏組合規約（昭和４７年埼玉県指令地第１７８１号）

（下線部分は改正部分）

変　更　案	現　行
（共同処理する事務） 第３条　組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 ⑴　ごみ焼却施設（組合市町が共同設置したものに限る。）の管理運営に関すること。 ⑵・⑶　（略）	（共同処理する事務） 第３条　組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 ⑴　ごみ焼却施設の管理運営に関すること。 ⑵・⑶　（略）

議案第　８９　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　11063　号線	未認定の道路を市道として管理したいため
2	市道　41146　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 11063 号線	4.0	8.3
起点	西別府字足利２０４７番１５地先		
終点	西別府字足利２０４７番１４地先		

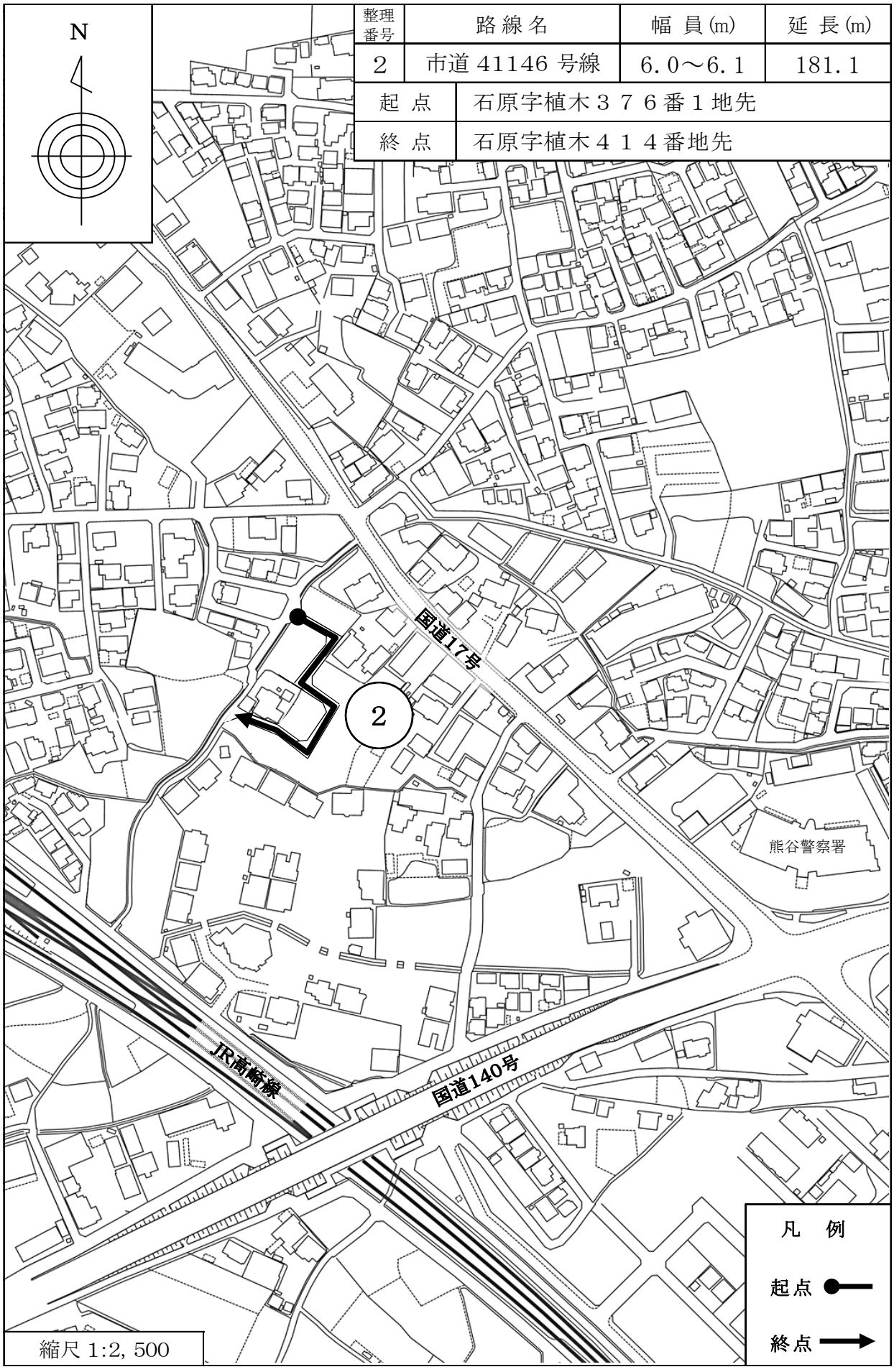
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
2
市道 41146 号線
6.0～6.1
181.1
起点
石原字植木３７６番１地先
終点
石原字植木４１４番地先
国道17号
2
熊谷警察署
JR高崎線
国道140号
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500